

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
等の一部を改正する条例の制定について

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部
を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

教育委員会の権限と市長の権限を見直し，文化財保護行政の推進
を図るため。

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
等の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

（伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部
改正）

第１条 伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（
令和３年伊丹市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

本則中「含む。）」の右に「並びに文化財の保護に関すること」
を加える。

（伊丹市にぎわい創出基金条例の一部改正）

第２条 伊丹市にぎわい創出基金条例（平成２６年伊丹市条例第４
号）の一部を次のように改正する。

第１条中「振興」の右に「，文化財の保護及び活用」を加える。

（伊丹市教育振興基金条例の一部改正）

第３条 伊丹市教育振興基金条例（平成２６年伊丹市条例第６号）
の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに文化財の保護」を削る。

付 則

（施行期日）

１ この条例は，令和４年４月１日から施行する。

（伊丹市職員定数条例の一部改正）

２ 伊丹市職員定数条例（昭和２４年条例第１５６号）の一部を次
のように改正する。

第２条第１項第１号中「７４５人」を「７５３人」に改め，同
項第１３号中「５６０人」を「５５２人」に改める。

（伊丹市文化財保護条例の一部改正）

３ 伊丹市文化財保護条例（昭和３９年伊丹市条例第５号）の一部
を次のように改正する。

第１条中「および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（
昭和３１年法律第１６２号）第２１条」を削る。

第２条中「にいう文化財」を「において「文化財」」に改める。

第3条中「伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に，「各号の一」を「各号のいずれか」に，「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に，「第2条」を「第3条」に改め，「または」の右に「第4条第2項の規定による」を加え，「行なう」を「行う」に改める。

第7条から第9条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「次に掲げる事項の一」を「次の各号のいずれか」に改め，「に至った」を削り，「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に，「行なう」を「行う」に改める。

第12条中「教育委員会」を「市長」に，「行なう」を「行う」に，「諮問機関」を「法第190条第2項の規定により，市長の附属機関」に改める。

第13条中「3人～5人」を「3人以上5人以下」に，「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「条例」の右に「の」を加え，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（伊丹市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正前の伊丹市文化財保護条例の規定によりされた処分，手続その他の行為は，同項の規定による改正後の伊丹市文化財保護条例の相当規定によりされたものとみなす。